

問題の所在: 会計基準の適用時期は、事業年度で区切っているが、会社法施行期日は、事業年度にかかわらず、一定日時点で区切っている。会計基準の適用時期について、会社法との関係をどのように考えるか

決算月	区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	適用(類型)	
3	会計	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	A	企業結合会計基準は適用されるが会社法が適用されない時期がある(商法が適用される)
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
4	会計		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	B	企業結合会計基準と会社法は同時に適用される 問題なし
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
5	会計			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	C	企業結合会計基準は適用されないが、会社法は適用される時期がある。
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
6	会計			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
7	会計				■	■	■	■	■	■	■	■	■		
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
8	会計					■	■	■	■	■	■	■	■		
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
9	会計						■	■	■	■	■	■	■		
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
10	会計							■	■	■	■	■	■		
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
11	会計								■	■	■	■	■		
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
12	会計									■	■	■	■		
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
1	会計										■	■	■		
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
2	会計											■	■		
	会社法		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		

色付: 適用、内、斜線網がけ部分: 企業結合会計基準の適用時期と会社法の適用時期のギャップ

[企業結合会計基準の適用時期と会社法への適用時期のギャップの対応案]

類型A

- ・考え方: 強制法規である商法が会計基準より優先するため、商法に違反しない範囲内で会計基準に準拠した会計処理を行う。
- ・適用指針での対応
 - ・どの会計基準の定めが商法に違反するかは商法上の取扱いの話であるため、適用指針では例示しないことでしょうか。
 - ・いわゆる「差額のれん」及びのれんの償却期間は、企業結合会計基準に従った場合でも、会社法に反することはないと解釈できると思われる(配当規制については、平成18年5月以降(仮)は、会社法が適用されるので)。この点に関してのみ、適用指針に記載してはどうか。

類型C

- ・考え方: 強制法規である会社法第431条の定め(一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う)に基づき、会計処理を行う。同期間においても、企業結合会計基準を適用することができる。(企業結合会計基準は基準上の適用開始時期前であっても、公正妥当な会計慣行の一つとして適用することが可能である。)
- ・適用指針での対応
 - ・法務省令の定めには従うことが必要である旨と、その対応にあたり、企業結合会計基準適用前でも企業結合会計基準の適用は可能である旨を、適用指針に明記してはどうか。
 - 簿価引継ぎを基本としつつ、一部を時価で評価替することは法務省令に違反するものと考えられる。一方、企業結合会計基準そのものは適用されないため、法務省令に違反しない限り、現在の処理(企業会計基準は公表されているが、未だ適用時期は到来していない期間)と同様の取扱いとなる。